

浜松市文化財課からのお知らせ

埋蔵文化財の手続きは、 浜松市地域遺産センターへ

- ◆埋蔵文化財包蔵地(＝遺跡)内にて工事等[※]を行う際には、
事前の調整と着工前の届出が必要です。

※建築物の建設、土地の造成、機械による深耕、管の埋設など土地を掘削する行為が該当します

※不動産取引等の際にも埋蔵文化財の有無を確認し、契約当事者の皆様への周知をお勧めします。

- ◆事業計画地における埋蔵文化財有無の照会は、
浜松市地域遺産センターの窓口や FAX・メールで承ります。
(その他埋蔵文化財に関するご相談などもご連絡ください)

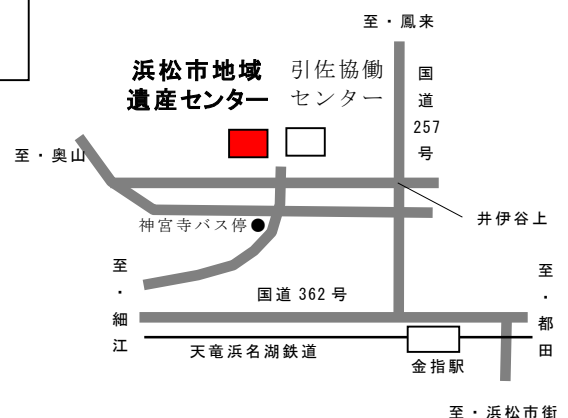
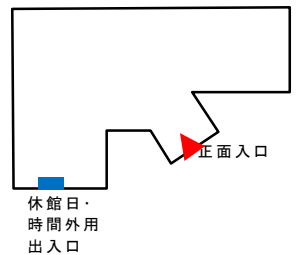
※静岡県HPの文化財課のページからも地図情報によって大まかな位置を知ることができます。

- ◆埋蔵文化財に関する照会・相談等の受付日時は
平日(月～金曜日)の 8:30～17:15 です。

※土・日曜日、祝日、年末年始は受付していません。

※地域遺産センター一定休日(月曜日、祝日の場合火曜日)や、平日の臨時休館日、
開館時間前後(8:30～9:00、17:00～17:15)については、お手数ですが
休館日・時間外用出入口にてインターホンを押してください。

埋蔵文化財に関する手続きのフロー図を裏面に掲載しています
ので、詳しい流れはそちらをご覧ください。



バス／遠鉄バス 浜松駅 15 番のりば
奥山方面行き(約1時間)「神宮寺」徒歩5分
車／浜松駅から国道 257 号を北上、「井伊谷上」
交差点を左折 浜松駅から所要 50～60 分

浜松市地域遺産センター

(浜松市文化財課 埋蔵文化財グループ)

〒431-2295 浜松市浜名区引佐町井伊谷 616-5

電話 053-542-3660

FAX 053-542-3326

maibun@city.hamamatsu.shizuoka.jp